

8月から変わりました
高額介護(予防)サービス
～8月からサービス費上限額が変わりました～

今月は 社会福祉士 畑山 賢二です

◆『高額介護(予防)サービス費』が見直されました

8月から、『高額介護(予防)サービス』の月々の負担上限額が変わりました。このサービスは、介護サービスを利用した場合にお支払いいただく利用者負担に上限額を設け、1ヵ月に支払った合計が負担の上限を超えた時に、その差額分が払い戻される制度です。

今回の改正では、『世帯員の中に市町村民税課税者がいる方』の上限額が『月額44,400円』となりました。

該当する方は、申請が必要となります。

その他、ご不明な点は介護支援専門員や施設職員、保健福祉課までお問い合わせください。

まずは自分の負担額が上限を超えているかチェックしましょう！

■平成29年8月に改正！『高額介護(予防)サービス費』上限額一覧

対象となる方	平成29年7月まで		平成29年8月から
現役並みの所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円(世帯)	➡	44,400円(世帯)
世帯員の中に市町村民税課税者がいる方	37,200円(世帯)	➡	44,400円(世帯) 【変更あり】
世帯の全員が市町村民税非課税の方	24,600円(世帯)	➡	24,600円(世帯)
うち前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の方など	24,600円(世帯) 15,000円(個人)	➡	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護受給者の方	15,000円(個人)	➡	15,000円(個人)

※(世帯)とは、住民基本台帳上の同一世帯員で、介護サービスを利用した全員の負担合計の上限額。

※(個人)とは、介護サービスを利用した本人の負担の上限額。



高額介護(予防)サービス費の支給について、介護保険担当から対象者(該当者)に申請書を郵送しております。

申請漏れによる不利益が生じないように、十分に注意しましょう。

■制度に関するお問い合わせ 保健福祉課 (☎55-4460)